

平成26年度第1回 食品と放射性物質に関する講座 質疑応答

(回答：食品衛生課、衛生研究所)

Q) 線、線、線の検出器を1つにまとめることは可能か。

A) 放射線の種類により性質が異なるので、これらの検出器を1つにまとめることは難しい。また、それぞれ検出器毎に使用目的が異なることや、機動性、操作性を考慮すると1つにまとめるより使い分けた方が現実的と思われる。
(衛生研究所)

Q) 中性子線の検出器はないのか。

A) 県衛生研究所には整備されてないが、事故等により中性子線が発生する恐れのある施設とその施設を監視する機関には配備されている。
(衛生研究所)

Q) 県が検査している水産物の内水面とはどこのことか。

A) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限等の取扱いについて定められている内水面魚種の内水面とは、河川と湖である。
(食品衛生課)

Q) 被ばく線量(ミリシーベルト)を計算する時に、放射性物質からの距離は考慮されているのか。

A) 内部被ばく線量(ミリシーベルト)を計算する際は、体内に取り込まれた放射性物質からの影響を推定するので、放射性物質からの距離は考慮されていない。放射性物質の種類、量、年齢、摂取経路を設定し、決められた(あらかじめ求められている)実効線量係数を用いることで算出できる。
(衛生研究所)